

## ○法務省所管工事検査基準(訓令)

(平成14年6月14日施訓第790号, 所管各庁の長あて)

第1条 法務省が発注した工事の検査は, 工事請負契約書(以下「契約書」という。)に定めるもののほか, この基準に定めるところによる。

第2条 工事の検査は, 工事实施状況の検査, 出来形の検査, 品質の検査及び出来栄えの検査とする。

2 工事实施状況の検査は, 契約の履行状況並びに共通仕様書で作成することとされている工程管理, 安全管理及び工事管理状況に関する記録(写真及び電子媒体による記録を含む。以下本条において同じ。)と, 契約書及び設計図書とを対比して行う。

3 出来形の検査は, 配置, 形状及び寸法を確認するとともに, 共通仕様書で作成することとされている出来形管理に関する記録と設計図書とを対比して行う。

4 品質の検査は, 施工の状況及び形状を確認するとともに, 共通仕様書で作成することとされている品質及び品質管理に関する記録と設計図書とを対比して行う。

5 出来栄えの検査は, 仕上がりの精粗及び全体的な均一性等を目視により確認して行う。

第3条 前条の検査は, 当該検査の対象を工区, 棟別, 階別等に区分して, それぞれの検査職員が検査をすること(以下「区分検査」という。)ができる。

2 前項の場合には, 支出負担行為担当官は, 検査の結果を総括する検査職員(以下「主任検査職員」という。)を定めるものとする。

3 区分検査を実施した場合には, 検査調書(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第101条の9第1項に規定するものをいう。)に主任検査職員, 検査職員の別及びその検査担当区分を明示するものとする。

第4条 工事の検査は, 実地において行うものとする。

第5条 工事の検査には, 監督職員が立ち会うものとする。

### 附 則

この訓令は, 平成14年6月14日から施行する。